



軽自動車税(種別割)納税証明書
継続検査用は車検のときに必要です!

問 収納課 ☎(55)7121

軽自動車税(種別割)納税通知書の右側には、「軽自動車税(種別割)納税証明書継続検査用」が付いています。車検を受けるときに必要ですので、大切に保管してください。ただし、スマートフォン決済アプリで納税された場合は、領収印が押印されないため、納税通知書右側の「軽自動車税(種別割)納税証明書継続検査用」は使用できませんのでご注意ください。

スマートフォン決済アプリで納税された方や軽自動車を新規取得された方、および「軽自動車税(種別割)納税証明書継続検査用」を紛失された方は、申請により交付を受けることができます。

※口座振替で納税の方や減免対象者の方には、6月上旬に証明書を送付します。

▼申請場所／収納課および各支所
▼必要なもの／窓口に来られる方の本人確認書類(免許証など)、車検証
※納税後すぐに証明書が必要な方は、領収書または記帳後の通帳

自動車税(種別割)の納税をお忘れなく

問 西尾張県税事務所

☎0586(45)3170

🌐 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>

5月31日(火)は、自動車税種別割の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、5月2日(月)に県税事務所から納税通知書を発送しますので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストアなどで納付してください。(納付場所は、納税通知書の裏面をご確認ください。)

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります)やインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、PayB)でも納付していただけます。

なお、名義変更や廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

5月12日は民生委員・児童委員の日

～生活の中で困りごとはありませんか?～

民生委員・児童委員、主任児童委員は地域の身近な相談相手です。

●知っていますか? 民生委員・児童委員、主任児童委員

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱されています。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。また、全ての民生委員は児童福祉法によって、「児童委員」を兼ねることとなるため、正式には「民生委員・児童委員」といい、子どもから高齢者に關することまで幅広く相談を受けています。

「主任児童委員」は、子どもや子育てに関することを専門に担当し、児童の健全育成に努めています。

少子高齢化や核家族化が進む中、周囲に相談できる人や頼れる人がいないというケースが増えていきます。そこで、民生委員・児童委員は「身近な相談相手」として、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなどの相談に応じています。そして、相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、行政や専門機関との「つなぎ役」を務めます。また、地域の見守り活動や福祉サービスの情報提供を行うなど、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な活動を行っています。

愛西市では、113人(うち、主任児童委員9人)の委員が活動しています。

●安心してご相談ください

民生委員・児童委員、主任児童委員には、民生委員法による守秘義務があります。同意いただけていないことを他の人に漏らすことはありません。お困りのことがあれば、地域の民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

問 高齢福祉課 ☎(55)7116